

公立大学法人岐阜県立看護大学中期計画

平成 24 年 1 月 30 日変更認可

第 1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

看護学部看護学科、大学院看護学研究科、看護研究センター及び図書館を置く。

第 2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の育成

ア 看護学部看護学科の教育

(ア) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。

a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘル
スケアニーズに対応できる能力

b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができ
る能力

c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力

d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢
献できる基礎的能力

e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な思考・判断力

(イ) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年次から導入した教育課程を展開
する。

(ロ) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4 年間の学修において教養科目
を充実する。

(ハ) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。

イ 大学院看護学研究科の教育

(ア) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法
を開発し、実施する。

a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力

b 専門性の高い看護実践を遂行する能力

c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力

d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力

e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力

(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法

を開発し、実施する。

- a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力
 - b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
 - c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
 - d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力
- (り) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。
- (I) 専門看護師育成コースの充実を図る。
- (4) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。

(2) 学生の確保

ア 適切な入学者選抜の実施

- (ア) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。
- (イ) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。

イ 広報活動の充実

- (ア) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。
- (イ) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。

(3) 学生支援

ア 学修支援

- (ア) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。
- (イ) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。
- (り) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。
- (I) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。

- (4) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。

イ 学生生活支援

- (7) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導體制を確立する。
- (1) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。
- (9) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。
- (E) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。
- (4) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導體制を充実させる。

また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。

- (カ) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。

ウ 就職支援

- (7) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。
- (1) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。
- (9) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。
- (E) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。
- (4) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性

ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。

イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。

(2) 研究の水準の向上と成果の公表

ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。

イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。

ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。

(3) 研究倫理の遵守

ア 学外者(看護管理者及び弁護士)を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。

イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給

ア 県内看護職者の取り組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。

イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。

ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。

(2) 看護生涯学習支援体制の充実

ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を開発する。

イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。

ウ 県内看護職者が取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。

エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。

(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応

ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。

イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。

ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。

(4) 県の看護政策推進への寄与

ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。

イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンクの役割

を果たす。

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

(1) 適正な教育研究組織及び教員配置

ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。

そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。

イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。

専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。

ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実に努める。

(2) 教員の能力向上

ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。

イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。

(3) 外部諸機関との連携

実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務運営体制の構築

ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。

イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。

ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。

(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築

教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。

(3) 外部意見の反映

ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用す

る。

イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。

(4) 業務運営の適正化

ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。

イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。

2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 人材の確保

ア 教員

(ア) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。

(イ) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。

イ 事務職員

社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。

(2) 評価制度の構築

職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

(1) 実施体制の充実

事務実施体制を随時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。

(2) 事務職員の育成

事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。

(3) 事務の効率化

ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。

イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立

ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。

イ 安全管理の課題把握を確実にし、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対処体制の充実を図る。

(2) 安全環境の確保と指導

ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。

イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。

(3) 健康危機管理と対策

ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。

イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。

(4) 情報セキュリティポリシーの確立

情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

(1) 外部資金の獲得

文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。

(2) その他自己収入の確保

ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。

イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。

(2) 管理的経費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。

(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会を受審する。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。

(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

- 1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置
 - (1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実を図る。
 - (2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。
 - (3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。
- 2 倫理に関する目標を達成するための措置
 - (1) 法人の倫理綱領を策定し、これを遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、個人情報の管理を確実に行う。
 - (2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、防止対策・相談窓口の充実を図る。
 - (3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。
- 3 環境の保護に関する目標を達成するための措置
 - (1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。
 - (2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画

1 予算（平成22年度～平成27年度）

区 分	(単位 百万円) 金 額
収入	
運営費交付金	4,035
自己収入	1,373
授業料等収入	1,295
雑収入	78
計	5,408
支出	
業務費	4,814
教育研究経費	1,001
人件費	3,813
一般管理費	594
計	5,408

(注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

また、退職手当は、公立大学法人岐阜県立看護大学職員退職手当規程の規定に基づき支給されるが、当該年度において岐阜県職員退職手当条例（昭和28年岐阜県条例第41号）に準じて算定された相当額が運営費交付金として財源措置される。

2 収支計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,536
經常費用	5,509
業務費	4,455
教育研究経費	642
人件費	3,813
一般管理費	594
財務費用	8
雑損	0
減価償却費	452
臨時損失	27
収益の部	5,536
經常収益	5,509
運営費交付金収益	3,961
授業料等収益	1,295
財務収益	0
雑益	78
資産見返運営費交付金等戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	168
臨時利益	27
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成 22 年度～平成 27 年度）

（単位 百万円）

区 分	金 額
資金支出	5,408
業務活動による支出	5,050
投資活動による支出	73
財務活動による支出	285
次期中期計画期間への繰越金	0
資金収入	5,408
業務活動による収入	5,408
運営費交付金による収入	4,035
授業料等による収入	1,295
その他の収入	78
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

第 8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な
となる対策費として借り入れすることが想定される。

第 9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第 10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備
の改善等に充てる。

第 11 岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成 22 年岐阜県規則第 47 号）で定める
業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

（注）中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設及び設備の

整備や老朽度合等を勘案した施設及び設備の改修等が追加されることがある。

- 2 人事に関する計画
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり
- 3 中期目標の期間を超える債務負担
なし
- 4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
なし
- 5 その他法人の業務運営に関し必要な事項
なし